

中央大学特定課題研究費 ー研究報告書ー

所属	国際情報学部	身分	准教授
氏名	中島 美香		
NAME	Mika Nakashima		

中央大学特定課題研究費による研究期間終了に伴い、中央大学学内研究費助成規程第15条に基づき、下記のとおりご報告いたします。

1. 研究課題

検索結果の削除と「忘れられる権利」の地平ー新たな権利領域への発展可能性の検証ー

2. 研究期間

2020・2021・2022年度 ※2022年度は新型コロナウイルス感染症特例対応により1年間延長

3. 費目別収支決算表

掲載省略

4. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

（和文）

近年、欧米において、個人情報の削除を求める権利を含む個人情報保護法制の立法が相次いでいる。欧州連合では、「個人データの処理にかかる自然人の保護及び当該情報の自由な移動に関する欧州議会及び理事会の規則（EU 一般データ保護規則）」が採択された。米国カリフォルニア州では、米国初の包括的な個人情報保護法制というべき「カリフォルニア州消費者プライバシー法」等が制定されてきた。日本では、個人情報保護法の改正が行われている。これらの点に着目し、個人情報の削除について定める日米欧における法制度を概観して、それぞれの法制度下で、とくに検索事業者に対する削除請求権（いわゆる「忘れられる権利」）が包含されるか否かを検討した。そのうえで、わが国における法制度の現状と課題を整理した。これにより、「忘れられる権利」ないし削除権の保護法益が、名誉やプライバシーというすでに確立された保護法益に帰一するのではなく、それを超えた新たな権利領域へと発展する可能性を内包する点を検証した。

こうした研究成果について、2021年3月に「個人情報の削除を求める権利の日米欧における法制度と忘れられる権利」（東海法学60号）を査読付き論文として公刊した。2023年1月に実務家向けの加除式書籍である多賀谷一照・松本恒雄(編)『情報ネットワークの法律実務』（第一法規）において、「検索サービスと忘れられる権利」（改訂）も公刊した。

（英文）

The legal systems in Japan, the US and Europe that provide for the deletion of personal data were reviewed, and whether or not the right to request deletion (the so-called 'right to be forgotten') is encompassed under the respective legal systems, in particular against search operators. Then, I summarised the current state of the legal system in Japan and the issues it faces. I examined the possibility that the protected legal interest of the 'right to be forgotten' or the right of deletion is not confined to the already established protected legal interests of defamation and privacy, but may develop into a new area of rights that goes beyond them.